

令和8年第1回定例会提出議案の説明資料

議案 番号	件名	担当部課	頁
1	柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例の一部を改正する条例の制定について	企画部 DX推進課	1
2	柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例等の一部を改正する条例の制定について	総務部 行政課	2
3	柏市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について	総務部 行政課	4
4	柏市一般職職員給与条例の一部を改正する条例の制定について	総務部 人事課給与厚生室	5
5	柏市税条例の一部を改正する条例の制定について	総務部 行政課	6
6	柏市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	消防局 火災予防課	7
7	柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例の一部を改正する条例の制定について	健康医療部 総務企画課	8
8	柏市健康福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について	福祉部 福祉政策課	9
9	柏市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について	健康医療部 高齢者支援課	10
10	柏市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	健康医療部 保険年金課	11
11	柏市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	健康医療部 高齢者支援課	12
12	柏市立保育園条例及び柏市子ども・子育て支援複合施設条例の一部を改正する条例の制定について	こども部 保育運営課	13
13	柏市アフタースクール条例の一部を改正する条例の制定について	生涯学習部 アフタースクール課	14
14	柏市乳児等通園支援事業設備運営基準条例の一部を改正する条例の制定について	こども部 保育運営課	15
15	柏市特定乳児等通園支援事業運営基準条例の制定について	こども部 保育運営課	16
16	柏市駐輪場等条例の一部を改正する条例の制定について	土木部 交通政策課自転車対策室	17
17	柏市公設総合地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について	経済産業部 公設市場	18
18	柏市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	都市部 住宅政策課	19
19	柏市建築物における駐車施設附置条例の一部を改正する条例の制定について	都市部 都市計画課	20
20	工事の請負契約の締結について（老人福祉センター柏寿荘改修工事（建築工事））	健康医療部 高齢者支援課	21
21	工事の請負契約の締結について（柏市立柏第五中学校屋内運動場長寿命化改良工事（建築工事））	教育総務部 教育施設課	22
22	「指定管理者の指定について」の一部変更について（運動場、プール及び体育館）	市民生活部 スポーツ課	23
23	包括外部監査契約の締結について	企画部 DX推進課	24

議案 番号	件名	担当部課	頁
24	財産の処分について（G I G Aスクール用タブレット端末機器等）	学校教育部 指導課	25
25	市道路線の認定について	土木部 道路総務課	26
26	市道路線の廃止について	土木部 道路総務課	26
27	令和7年度柏市一般会計補正予算について（第9号）	財政部 財政課	27
28	令和7年度柏市国民健康保険事業特別会計補正予算について（第2号）	財政部 財政課	27
29	令和7年度柏市介護保険事業特別会計補正予算について（第3号）	財政部 財政課	27
30	令和7年度柏市柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算について（第3号）	財政部 財政課	28
31	令和7年度柏市病院事業会計補正予算について（第2号）	財政部 財政課	28
32	令和7年度柏市水道事業会計補正予算について（第1号）	財政部 財政課	28
33	令和7年度柏市下水道事業会計補正予算について（第2号）	財政部 財政課	29
34	令和8年度柏市一般会計予算について	財政部 財政課	30
35	令和8年度柏市国民健康保険事業特別会計予算について	財政部 財政課	30
36	令和8年度柏市公設総合地方卸売市場事業特別会計予算について	財政部 財政課	30
37	令和8年度柏市介護老人保健施設事業特別会計予算について	財政部 財政課	31
38	令和8年度柏市介護保険事業特別会計予算について	財政部 財政課	31
39	令和8年度柏市柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業特別会計予算について	財政部 財政課	31
40	令和8年度柏市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算について	財政部 財政課	32
41	令和8年度柏市後期高齢者医療事業特別会計予算について	財政部 財政課	32
42	令和8年度柏市病院事業会計予算について	財政部 財政課	33
43	令和8年度柏市水道事業会計予算について	財政部 財政課	34
44	令和8年度柏市下水道事業会計予算について	財政部 財政課	35

議案第 1 号 柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例の一部を改正する 条例の制定について

議案第 1 号は、市長及び教育委員会が保有する住登外者宛名情報を住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を処理するために必要な限度で相互に提供すること等ができることとするため、柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 教育委員会は、次に掲げる事務を処理するために必要な限度で、住登外者宛名情報（住登外者宛名番号管理機能（本市の事務を処理するために使用する情報システムの機能であって、住登外者（本市の住民基本台帳に記録されていない者であって、本市の事務を処理するためにその情報を管理する必要があるものをいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付し、管理するものをいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する情報をいう。以下同じ。）であって教育委員会が保有するものを利用することができることとすること（別表第 2 関係）。
 - (1) 特別支援学級に在籍する児童生徒等の就学の援助に係る奨励費の支給に関する事務
 - (2) 学校教育法第 19 条の規定により実施する就学の援助に関する事務
- 2 市長及び教育委員会は、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を処理するために必要な限度で、それぞれに対し、それぞれが保有する住登外者宛名情報の提供を求めることができることとすること（別表第 3 関係）。
- 3 この条例は、公布の日から施行すること。

議案第 2 号 柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例等の一部
を改正する条例の制定について

議案第 2 号は、柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会を改編し、
柏市行政不服審査会及び柏市情報公開・個人情報保護制度審議会を設置するた
め、柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例等の一部を改正しよ
うとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

1 柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正（改正条
例第 1 条関係）

- (1) 題名を「柏市行政不服審査会条例」に改めること。
- (2) 柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会（以下「旧審議会」と
いう。）の名称を柏市行政不服審査会（以下「審査会」という。）に改め
ること（第 1 条第 1 項関係）。
- (3) 審査会の所掌事務から、情報公開制度その他情報公開に関する重要な事
項及び個人情報保護制度その他個人情報保護に関する重要な事項並びに特
定個人情報ファイルの取扱い及び特定個人情報ファイルに係る重要な変更
についての調査審議等（以下「情報公開制度及び個人情報保護制度につい
ての調査審議等」という。）を除くこと（第 2 条関係）。
- (4) 審査会の委員は、法律に関して優れた識見を有する者のうちから市長が
委嘱することとし、その任期は 3 年とすること（第 4 条第 1 項及び第 2 項
関係）。

2 柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例の一部改正（改正条例第 2 条関係）
審査会の委員の報酬の額は、日額 24,000 円とすること（別表第 1 関
係）。

3 柏市附属機関設置条例の一部改正（改正条例第 3 条関係）

情報公開制度及び個人情報保護制度についての調査審議等を担任する附属
機関として、柏市情報公開・個人情報保護制度審議会（以下「制度審議会」
という。）を設置すること（別表関係）。

4 柏市情報公開条例の一部改正（改正条例第 4 条関係）

柏市情報公開条例に基づく開示請求に係る公文書の全部若しくは一部を開
示する旨又は公文書の全部を開示しない旨の決定等に係る審査請求に対する
裁決をすべき審査庁が当該審査請求について諮問する先は、審査会とするこ

と（第19条第1項関係）。

5 柏市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正（改正条例第5条関係）

市の機関が柏市個人情報の保護に関する法律施行条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合等において個人情報の適正な取扱いを確保するために専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときに諮問する先は、制度審議会とすること（第9条関係）。

6 施行期日等

(1) この条例は、令和8年4月1日から施行すること。

(2) この条例の施行の際現に旧審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、審査会又は制度審議会の委員に委嘱されたものとみなし、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とすること等の経過措置を定めること（改正条例附則第2項から第5項まで関係）。

議案第 3 号 柏市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 3 号は、行政手続法の改正に準じ、条例等に基づく不利益処分を行う際の公示の方法による聴聞等の通知を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとること等によってすることとするため、柏市行政手続条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 公示の方法による聴聞及び弁明の機会の付与の通知は、公示事項を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を市庁舎掲示場に掲示し、又は公示事項を行政庁の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする（第 15 条第 4 項及び第 29 条関係）。
- 2 この条例は、令和 8 年 5 月 21 日から施行すること。

議案第 4 号 柏市一般職職員給与条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 4 号は、国家公務員の給与改定に準じて通勤手当の額の改定を行うとともに、災害応急作業等に従事した職員に支給する特殊勤務手当の新設、児童相談所における相談業務等に従事する職員に支給する特殊勤務手当の額の改定等を行うため、柏市一般職職員給与条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

1 通勤手当の額の改定（第 12 条第 2 項第 2 号関係）

自動車等を使用して通勤する職員に対して支給する通勤手当の額は、支給単位期間につき、66,400 円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額とすること。

2 特殊勤務手当の新設及び額の改定（別表第 8 関係）

(1) 危険作業手当について、火災現場における消火作業その他の規則で定める作業に従事した職員に係るものの支給単位を 1 回当たりに改めること。

(2) 社会福祉業務手当について、児童福祉法に基づく業務のうち規則で定めるものに従事する職員に係るものの支給額の上限を日額 1,250 円に改めること。

(3) 夜間特殊業務手当について、その支給額の上限を 1 勤務当たり 3,550 円に改めること。

(4) 災害応急作業等手当を新設し、その支給額の上限を日額 2,160 円とすること。

3 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行すること。

議案第 5 号 柏市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 5 号は、地方税法の改正により公示送達についてインターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとること等によってすることとされることに伴い、公示送達に係る規定の整備を行うため、柏市税条例の一部を改正しようとするものです。

内容は、次のとおりです。

- 1 公示送達について、公示事項をインターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を市庁舎掲示場に掲示し、又は公示事項を本市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする（第 18 条関係）。
- 2 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）附則第 1 条第 12 号に掲げる規定の施行の日から施行すること。

議案第 6 号 柏市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6 号は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等の改正に伴い簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準を定めること等をするため、柏市火災予防条例の一部を改正しようとするものです。

内容は、次のとおりです。

- 1 サウナ設備を一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備をいう。）及び簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室又はバレル型サウナ室に設ける放熱設備であって、定格出力 6 キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）に区分するとともに、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準を定めること（第 7 条の 2 及び第 7 条の 3 関係）。
- 2 住宅における火災の予防の推進をするため、感震ブレーカーの普及に努めることとすること（第 29 条の 7 第 2 項関係）。
- 3 サウナ設備のうち簡易サウナ設備（個人が設けるものに限る。）については、消防長への設置の届出を要しないこととすること（第 44 条第 6 号の 2 関係）。
- 4 この条例は、令和 8 年 3 月 31 日から施行すること。

議案第 7 号 柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例の一部を改正する条例の
制定について

議案第 7 号は、統計調査員の報酬の額を定めるため、柏市非常勤特別職職員
報酬等支給条例の一部を改正しようとするものです。

内容は、次のとおりです。

- 1 統計調査員の報酬の額は、日額 13,000 円以内で任命権者が定める額
とすること（別表第 1 関係）。
- 2 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行すること。

議案第 8 号 柏市健康福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 8 号は、柏市健康福祉審議会の所掌事務に健康増進に関する事項の調査審議を追加すること等を行うため、柏市健康福祉審議会条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 柏市健康福祉審議会（以下「審議会」という。）の所掌事務に、市長の諮問に応じ健康増進に関する事項を調査審議することを追加すること（第 2 条第 3 号関係）。
- 2 審議会の委員の定数の上限を 35 人から 50 人に改めること（第 3 条第 1 項関係）。
- 3 審議会の委員及び臨時委員の委嘱対象者に健康増進事業に従事する者を追加すること（第 3 条第 3 項第 3 号関係）。
- 4 審議会に置く専門分科会に健康増進専門分科会を追加すること（第 7 条第 6 号関係）。
- 5 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行すること。

議案第 9 号 柏市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9 号は、老人福祉センターの開館時間の変更等をするとともに、施設の貸切りでの使用及び浴室の使用について利用料金を収受することとするため、柏市老人福祉センター条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 老人福祉センター（以下「センター」という。）の金曜日及び土曜日における開館時間を午後 7 時まで延ばすこと（第 2 条の 4 関係）。
- 2 センターを使用することができる者は市内に住所を有する 60 歳以上の者その他規則で定める者とし、センターを使用しようとする者は指定管理者の登録を受けなければならないこと（第 3 条関係）。
- 3 センターの施設（以下「施設」という。）を貸切りで使用し、又は附帯設備を使用することができるものは、2 の登録を受けている者をその構成員とする団体であって指定管理者の登録を受けているもの等（以下「登録団体等」という。）とすること（第 3 条の 2 関係）。
- 4 登録団体等は、施設を貸切りで使用しようとするとき又は附帯設備を使用しようとするときは、指定管理者の許可を受けなければならないこと（第 4 条第 1 項関係）。
- 5 4 の許可を受けた登録団体等又は柏寿荘、南部老人福祉センター及び沼南老人福祉センターの浴室（以下「浴室」という。）を使用する者は、施設若しくは附帯設備又は浴室の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならないこと。ただし、その構成員の全員が 60 歳以上であり、かつ、その構成員の過半数が市内に住所を有している登録団体等が施設を貸切りで使用する場合等は、この限りでないこと（第 4 条の 4 第 1 項関係）。
- 6 施設及び浴室の利用料金の額の上限を定めること（第 4 条の 4 第 3 項並びに別表第 1 及び別表第 3 関係）。
- 7 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行すること。

議案第 10 号 柏市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 10 号は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い国民健康保険の保険料の納付義務者に対する賦課額として合算する額に子ども・子育て支援納付金賦課額を追加すること等を行うため、柏市国民健康保険条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

1 国民健康保険の保険料における子ども・子育て支援納付金の賦課等

- (1) 国民健康保険の保険料の納付義務者に対する賦課額として合算する額に子ども・子育て支援納付金賦課額を追加すること（第 10 条の 2 関係）。
- (2) 子ども・子育て支援納付金賦課総額は、当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額及び 2（2）により子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額の合算額の見込額から当該年度における国民健康保険法の規定により交付を受ける補助金及び同法の規定により貸し付けられる貸付金の額並びにその他国民健康保険事業に要する費用のための収入の額の合算額の見込額を控除した額を基準として算定した額とすること（第 20 条関係）。
- (3) 子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額に、当該世帯に属する 18 歳以上被保険者につき算定した 18 歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とすること。ただし、3 万円を超えることができないこと（第 20 条の 2 及び第 20 条の 5 関係）。

2 子ども・子育て支援納付金賦課額の減額

- (1) 世帯主等につき算定した総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が一定の基準額を超えない場合等には、子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額又は 18 歳以上被保険者均等割額を減額すること（第 23 条第 4 項、第 23 条の 3 第 4 項及び第 8 項並びに第 23 条の 4 第 5 項及び第 10 項関係）。
- (2) 世帯に 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者がある場合には、子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額すること（第 23 条の 5 第 1 項関係）。

3 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行すること。

議案第 11 号 柏市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 11 号は、介護保険法施行令の改正に伴い、令和 8 年度の保険料率の算定に関する特例等を定めたいため、柏市介護保険条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

1 令和 8 年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例（附則第 4 項から第 6 項まで関係）

地方税における給与所得控除の見直しに伴い、令和 8 年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定において、給与所得を有する第 1 号被保険者であって、令和 7 年中の給与等の収入金額が 551,000 円以上 1,900,000 円未満であるもののうちの一部のものの合計所得金額の計算に当たり、給与所得控除の見直し前と同額となるよう、当該者の給与所得の金額に調整のための額を加えること。

2 令和 8 年度の保険料率の算定に関する基準の特例（附則第 7 項及び附則第 8 項関係）

地方税における給与所得控除の見直しに伴い、令和 8 年度の保険料率の算定に関する基準について、次の特例を設けること。

(1) 第 1 号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、令和 7 年の給与所得を有する者であって一定の条件に該当するものがあるときは、当該第 1 号被保険者は、市町村民税世帯非課税者に該当しないものとみなすこと。

(2) 第 1 号被保険者が、令和 7 年の給与所得を有し、かつ、一定の条件に該当するときは、当該第 1 号被保険者は、市町村民税が課されていない者に該当しないものとみなすこと。

3 令和 8 年度分の保険料の減免に関する特例（附則第 9 項関係）

令和 8 年度分の保険料の減免については、規則で定める場合に該当するときは、当該保険料の納付義務者の申請によらず行うことができることとする。

4 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行すること。

議案第 12 号 柏市立保育園条例及び柏市子ども・子育て支援複合施設条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 12 号は、子ども・子育て支援法の改正により乳児等のための支援給付の制度が創設されることに伴い、柏市立保育園及び柏駅前送迎保育ステーションにおける乳児等通園支援事業の利用料及び使用料に係る規定の整備を行うため、柏市立保育園条例及び柏市子ども・子育て支援複合施設条例の一部を改正しようとするものです。

内容は、次のとおりです。

1 柏市立保育園条例の一部改正（改正条例第 1 条関係）

乳児等通園支援事業に係る乳児等通園支援利用料の額について、規則で定める場合にあっては、利用 1 回当たりの利用時間に応じて算定した額に特定乳児等通園支援費用基準額（子ども・子育て支援法第 30 条の 20 第 3 項に規定する額をいう。）を加えた額とすること（別表第 4 関係）。

2 柏市子ども・子育て支援複合施設条例の一部改正（改正条例第 2 条関係）

乳児等通園支援事業に係る使用料の額について、1 と同様の改正を行うこと（別表関係）。

3 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行すること。

議案第 13 号 柏市アフタースクール条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 13 号は、本市が設置する全ての小学校においてアフタースクール事業を実施すること等をするとともに、こどもルームを廃止したいため、柏市アフタースクール条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 アフタースクール事業は、本市が設置する全ての小学校において実施するものとする（第 3 条第 1 項関係）。
- 2 アフタースクール事業を実施するために設置する施設の名称をアフタースクールルームとすること（第 3 条第 1 項及び第 2 項並びに別表関係）。
- 3 施行期日等
 - (1) この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行すること。
 - (2) 柏市立こどもルーム条例は、廃止すること（附則第 3 項関係）。

議案第 14 号 柏市乳児等通園支援事業設備運営基準条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 14 号は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程における利用定員の定め方の変更等を行うため、柏市乳児等通園支援事業設備運営基準条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程において、利用定員は、乳児及び幼児の別に区分しないで定めるものとする（第 17 条関係）。
- 2 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行すること。

議案第15号 柏市特定乳児等通園支援事業運営基準条例の制定について

議案第15号は、子ども・子育て支援法の改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、柏市特定乳児等通園支援事業運営基準条例を制定しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

1 趣旨（第1条関係）

この条例は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定により、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

2 一般原則（第3条関係）

- (1) 特定乳児等通園支援事業者は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならないこと。
- (2) 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならないこと。

3 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準（第4条から第33条まで関係）

次に掲げる特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準については、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）に定めるとおりとすること。

(1) 利用定員に関する基準

- (2) 運営に関する基準（特定教育・保育施設等との連携、特定乳児等通園支援の提供の記録、乳児等支援給付費の額に係る通知等、運営規程、勤務体制の確保等、利用定員の遵守、情報の提供等、苦情解決、事故発生の防止及び発生時の対応、記録の整備等）

4 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行すること。

議案第 16 号 柏市駐輪場等条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 16 号は、回数券を使用して駐輪場一時利用をすることができる駐輪場から柏駅東口第一駐輪場ほか 12 駐輪場を除きたいため、柏市駐輪場等条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 回数券を使用して駐輪場一時利用をすることができる駐輪場から次に掲げる駐輪場を除くこと（第 9 条第 3 項関係）。

柏駅東口第一駐輪場 柏駅東口第二駐輪場 柏駅東口第三駐輪場 柏駅東口第四駐輪場 柏駅東口第五駐輪場 柏駅東口第六駐輪場 柏駅西口第一駐輪場 柏駅西口第二駐輪場 柏駅西口第四駐輪場 柏駅西口第五駐輪場 柏駅西口第六駐輪場 柏駅西口第七駐輪場 柏駅西口第八駐輪場

- 2 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に発行する回数券で 1 に掲げる駐輪場に係る駐輪場一時利用をすることができる期間は、回数券の発行を受けた日から令和 9 年 3 月 31 日までとする特例を定めること（附則第 10 項関係）。

- 3 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行すること。ただし、2 は、令和 8 年 4 月 1 日から施行すること。

議案第 17 号 柏市公設総合地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 17 号は、卸売市場法の改正に伴い、柏市公設総合地方卸売市場において取り扱う指定飲食料品等及びその持続的な供給に要する費用に関して参照すべき指標等を公表することを定めたため、柏市公設総合地方卸売市場業務条例の一部を改正しようとするものです。

内容は、次のとおりです。

- 1 市長は、市場において取り扱う食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第 42 条第 1 項に規定する指定飲食料品等及びその持続的な供給に要する費用に関して参照すべき指標等をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする（第 33 条の 2 関係）。
- 2 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行すること。

議案第 18 号 柏市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 18 号は、市営住宅高柳第 3 団地を廃止するため、柏市営住宅条例の一部を改正しようとするものです。

内容は、次のとおりです。

- 1 市営住宅高柳第 3 団地を廃止すること（別表第 1 関係）。
- 2 この条例は、令和 8 年 3 月 31 日から施行すること。

議案第19号 柏市建築物における駐車施設附置条例の一部を改正する条例の 制定について

議案第19号は、駐車場整備地区内で建築物の新築等をしようとする場合における駐車施設の附置義務の対象となる建築物の用途に共同住宅を追加しないこととしたため、柏市建築物における駐車施設附置条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 駐車場法施行令の改正に伴い、同令で定める特定用途（自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途で政令で定めるものをいう。）に共同住宅が追加されることを受け、この条例において駐車場整備地区内で建築物の新築等をしようとする場合に駐車施設の附置義務の対象とする特定用途は、同令で定める特定用途から共同住宅を除いたものをいうこととする改正を行うこと（第2条関係）。
- 2 この条例は、令和8年4月1日から施行すること。

議案第 20 号 工事の請負契約の締結について（老人福祉センター柏寿荘改修
工事（建築工事））

議案第 20 号は、老人福祉センター柏寿荘改修工事（建築工事）について、
次のとおり請負契約を締結しようとするものです。

1 場所

柏市船戸山高野 5 3 5 番 2

2 概要

老人福祉センター柏寿荘の建築工事一式

- (1) 内装の改修工事
- (2) 外壁の改修工事
- (3) 防水改修工事
- (4) 断熱改修工事
- (5) アスベストの撤去工事
- (6) 外構工事

3 契約の方法

総合評価一般競争入札

4 契約金額

289,300,000 円

5 契約の相手方

柏市戸張 1 3 7 3 番地の 5

古川建設株式会社

代表取締役 古 川 一 昭

議案第 2 1 号 工事の請負契約の締結について（柏市立柏第五中学校屋内運動場長寿命化改良工事（建築工事））

議案第 2 1 号は、柏市立柏第五中学校屋内運動場長寿命化改良工事（建築工事）について、次のとおり請負契約を締結しようとするものです。

1 場所

柏市高田 9 1 9 番地の 1

2 概要

中学校の屋内運動場の内外装工事に係る建築工事一式

- (1) 内外装の改修工事
- (2) 屋根及びといの改修工事
- (3) 多目的トイレの設置工事
- (4) その他附帯工事一式

3 契約の方法

総合評価一般競争入札

4 契約金額

2 6 9 , 5 0 0 , 0 0 0 円

5 契約の相手方

柏市南柏二丁目 1 2 番 1 4 号

永岡建設工業株式会社

代表取締役 永 岡 紀 子

議案第 22 号 「指定管理者の指定について」の一部変更について（運動場，
プール及び体育館）

議案第 22 号は，市議会令和 5 年第 4 回定例会において議決を経た「指定管理者の指定について」（議案第 5 号）の一部を次のとおり変更しようとするものです。

指定の期間の終期を次のとおり変更すること。

変更前	変更後
令和 11 年 3 月 31 日（大津ヶ丘中央公園市民プールにあっては，令和 8 年 3 月 31 日）まで	令和 11 年 3 月 31 日まで

議案第 23 号 包括外部監査契約の締結について

議案第 23 号は、地方自治法第 252 条の 36 第 1 項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結することについて、議会の議決を経ようとするものです。

1 契約の内容

監査の実施及び監査の結果に関する報告の提出

2 契約の期間の始期

令和 8 年 4 月 1 日

3 監査に要する費用の額

13,200,000 円を上限とする額

4 監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出後に支払うこと。ただし、概算払をすることができること。

5 契約の相手方

須 賀 豊 彦

議案第 24 号 財産の処分について（GIGAスクール用タブレット端末機器等）

議案第 24 号は、GIGAスクール用タブレット端末機器等を次のとおり処分しようとするものです。

1 処分する財産

(1) GIGAスクール用タブレット端末機器（iPad） 6,978 台

(2) 前号の附属品

2 契約の方法

指名競争入札

3 処分価格

66,011,880 円

4 契約の相手方

愛知県大府市柊山町三丁目 33 番地

リネットジャパンリサイクル株式会社

代表取締役 黒田 武志

議案第 25 号 市道路線の認定について

議案第 26 号 市道路線の廃止について

議案第 25 号及び議案第 26 号は、次のとおり市道路線を認定し、及び廃止しようとするものです。

- 1 市道路線の認定については、土地区画整理事業による帰属等のため、33 路線を認定しようとするものです。
- 2 市道路線の廃止については、土地区画整理事業の施行等のため、24 路線を廃止しようとするものです。

【参考】

1 認定道路の内訳

土地区画整理事業による帰属	12 路線
開発行為による帰属	9
再認定	7
市道の整備	3
土地区画整理事業による帰属及び再認定	2

2 廃止道路の内訳

土地区画整理事業の施行	23 路線
交換	1

議案第 27 号 令和 7 年度 柏市一般会計補正予算について（第 9 号）

議案第 27 号は、令和 7 年度 柏市一般会計予算の総額を約 23 億 3,731 万円増額し、1,937 億 3,824 万円に補正しようとするほか、継続費の追加、変更及び廃止、繰越明許費の追加及び変更、債務負担行為の廃止並びに地方債の変更及び廃止に係る補正をしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和 7 年度 2 月補正予算（案）の概要のとおりです。

議案第 28 号 令和 7 年度 柏市国民健康保険事業特別会計補正予算について
（第 2 号）

議案第 28 号は、令和 7 年度 柏市国民健康保険事業特別会計予算の総額を 5 億円増額し、372 億 8,120 万円に補正しようとするものです。

主な内容は、別冊の令和 7 年度 2 月補正予算（案）の概要のとおりです。

議案第 29 号 令和 7 年度 柏市介護保険事業特別会計補正予算について（第 3 号）

議案第 29 号は、令和 7 年度 柏市介護保険事業特別会計予算の総額を 2 億 6,000 万円増額し、約 338 億 7,443 万円に補正しようとするものです。

主な内容は、別冊の令和 7 年度 2 月補正予算（案）の概要のとおりです。

議案第 30 号 令和 7 年度柏市柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算について（第 3 号）

議案第 30 号は、令和 7 年度柏市柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業特別会計予算の歳入予算（国庫支出金，繰入金及び市債）に係る補正をするほか，継続費の変更，繰越明許費の変更及び地方債の変更に係る補正をしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和 7 年度 2 月補正予算（案）の概要のとおりです。

議案第 31 号 令和 7 年度柏市病院事業会計補正予算について（第 2 号）

議案第 31 号は、令和 7 年度柏市病院事業会計予算の資本的収入の予定額を 2 億 6,000 万円減額して約 2,101 万円に，資本的支出の予定額を 2 億 6,000 万円減額して 1 億 700 万円に補正するほか，企業債の廃止，継続費の変更及び債務負担行為の設定に係る補正をしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和 7 年度 2 月補正予算（案）の概要のとおりです。

議案第 32 号 令和 7 年度柏市水道事業会計補正予算について（第 1 号）

議案第 32 号は、令和 7 年度柏市水道事業会計予算の収益的支出の予定額を 1 億 5,900 万円減額し，81 億 9,100 万円に補正するほか，債務負担行為の廃止に係る補正をしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和 7 年度 2 月補正予算（案）の概要のとおりです。

議案第 33 号 令和 7 年度柏市下水道事業会計補正予算について（第 2 号）

議案第 33 号は、令和 7 年度柏市下水道事業会計予算の収益的収入の予定額を約 7, 168 万円増額して約 108 億 5, 468 万円に、収益的支出の予定額を約 5, 130 万円減額して約 104 億 8, 270 万円に、資本的収入の予定額を 2 億 3, 745 万円減額して 44 億 5, 555 万円に、資本的支出の予定額を 2 億 7, 754 万円減額して 63 億 1, 846 万円に補正するほか、企業債の変更及び他会計からの補助金に係る補正をしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和 7 年度 2 月補正予算（案）の概要のとおりです。

議案第 3 4 号 令和 8 年度 柏市一般会計予算について

議案第 3 4 号は、令和 8 年度 柏市一般会計予算の総額を 1, 9 1 2 億 2, 4 0 0 万円（令和 7 年度 1, 7 9 5 億 3, 6 0 0 万円。前年度比 6. 5 パーセント増）にしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和 8 年度当初予算案の概要のとおりです。

議案第 3 5 号 令和 8 年度 柏市国民健康保険事業特別会計予算について

議案第 3 5 号は、令和 8 年度 柏市国民健康保険事業特別会計予算の総額を 3 7 3 億 5, 6 0 0 万円（令和 7 年度 3 6 7 億 6, 0 0 0 万円。前年度比 1. 6 パーセント増）にしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和 8 年度当初予算案の概要のとおりです。

議案第 3 6 号 令和 8 年度 柏市公設総合地方卸売市場事業特別会計予算について

議案第 3 6 号は、令和 8 年度 柏市公設総合地方卸売市場事業特別会計予算の総額を 6 億 7, 7 0 0 万円（令和 7 年度 6 億 7, 6 0 0 万円。前年度比 0. 1 パーセント増）にしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和 8 年度当初予算案の概要のとおりです。

議案第 37 号 令和 8 年度柏市介護老人保健施設事業特別会計予算について

議案第 37 号は、令和 8 年度柏市介護老人保健施設事業特別会計予算の総額を 1 億 7 0 0 万円（令和 7 年度 8, 9 0 0 万円。前年度比 2 0. 2 パーセント増）にしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和 8 年度当初予算案の概要のとおりです。

議案第 38 号 令和 8 年度柏市介護保険事業特別会計予算について

議案第 38 号は、令和 8 年度柏市介護保険事業特別会計予算の総額を 3 5 6 億 9, 6 0 0 万円（令和 7 年度 3 3 5 億 2, 2 0 0 万円。前年度比 6. 5 パーセント増）にしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和 8 年度当初予算案の概要のとおりです。

議案第 39 号 令和 8 年度柏市柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業特別会計予算について

議案第 39 号は、令和 8 年度柏市柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業特別会計予算の総額を 9 億 1, 1 0 0 万円（令和 7 年度 1 7 億 5, 9 0 0 万円。前年度比 4 8. 2 パーセント減）にしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和 8 年度当初予算案の概要のとおりです。

議案第40号 令和8年度柏市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算について

議案第40号は、令和8年度柏市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算の総額を4,200万円（令和7年度4,000万円。前年度比5.0パーセント増）にしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和8年度当初予算案の概要のとおりです。

議案第41号 令和8年度柏市後期高齢者医療事業特別会計予算について

議案第41号は、令和8年度柏市後期高齢者医療事業特別会計予算の総額を91億6,900万円（令和7年度77億6,100万円。前年度比18.1パーセント増）にしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和8年度当初予算案の概要のとおりです。

議案第42号 令和8年度柏市病院事業会計予算について

議案第42号は、令和8年度柏市病院事業会計予算の総額を約6億9,000万円（令和7年度約7億6,700万円。前年度比10.0パーセント減）にしようとするものです。

収益的収支では、収入と支出をそれぞれ約2億6,300万円の均衡予算としています。

資本的収支では、収入が約3億2,100万円、支出が4億2,700万円で、差引き約1億600万円の不足額が生じることになります。この不足額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定留保資金で全額を補填する予定です。

【参考】

収益的収支及び資本的収支の主な内訳

1 収益的収支

(1) 収入（約2億6,300万円）

医業外収益（負担金交付金、他会計補助金等） 約2億6,300万円

(2) 支出（約2億6,300万円）

ア 医業費用（政策的医療交付金、委託料等） 約2億4,900万円

イ 医業外費用（支払利息等） 約900万円

ウ 予備費 約500万円

2 資本的収支

(1) 収入（約3億2,100万円）

ア 企業債 3億円

イ 出資金 約2,100万円

(2) 支出（4億2,700万円）

ア 建設改良費（委託料、工事請負費等） 3億9,000万円

イ 企業債償還金 約3,200万円

ウ 予備費 約500万円

議案第43号 令和8年度柏市水道事業会計予算について

議案第43号は、令和8年度柏市水道事業会計予算の総額を130億2,500万円（令和7年度135億1,300万円。前年度比3.6パーセント減）にしようとするものです。

収益的収支では、収入が約92億7,800万円、支出が80億9,800万円で、収入が約11億8,000万円上回ることになります。

資本的収支では、収入が約12億4,500万円、支出が49億2,700万円で、差引き約36億8,200万円の不足額が生じることになります。この不足額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金並びに繰越利益剰余金処分で全額を補填する予定です。

【参考】

収益的収支及び資本的収支の主な内訳

1 収益的収支

(1) 収入（約92億7,800万円）

ア 営業収益（給水収益等） 約83億200万円

イ 営業外収益（長期前受金戻入等）等 約9億7,600万円

(2) 支出（80億9,800万円）

ア 営業費用（原水及び浄水費、減価償却費等） 約79億3,100万円

イ 営業外費用（支払利息等） 約8,200万円

ウ 特別損失（過年度損益修正損） 約500万円

エ 予備費 約8,000万円

2 資本的収支

(1) 収入（約12億4,500万円）

ア 工事寄附負担金 約6億5,900万円

イ 給水申込納付金 約5億6,000万円

ウ 他会計負担金 約2,500万円

エ 補助金等 約100万円

(2) 支出（49億2,700万円）

ア 建設改良費（建設費、改良費等） 約45億1,300万円

イ 企業債償還金 約2億6,300万円

ウ その他資本的支出 約1億100万円

エ 予備費 約5,000万円

議案第44号 令和8年度柏市下水道事業会計予算について

議案第44号は、令和8年度柏市下水道事業会計予算の総額を178億4,700万円（令和7年度171億3,000万円。前年度比4.2パーセント増）にしようとするものです。

収益的収支では、収入が108億5,000万円、支出が105億9,600万円で、収入が2億5,400万円上回ることになります。

資本的収支では、収入が51億3,500万円、支出が72億5,100万円で、差引き21億1,600万円の不足額が生じることになります。この不足額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金並びに繰越利益剰余金処分で全額を補填する予定です。

【参考】

収益的収支及び資本的収支の主な内訳

1 収益的収支

(1) 収入（108億5,000万円）

- ア 営業収益（下水道使用料等） 約76億5,600万円
- イ 営業外収益（他会計補助金、長期前受金戻入等） 約31億9,200万円
- ウ 特別利益（過年度損益修正益） 約200万円

(2) 支出（105億9,600万円）

- ア 営業費用（管渠費、減価償却費等） 約100億4,400万円
- イ 営業外費用（支払利息等） 約4億6,700万円
- ウ 特別損失（過年度損益修正損） 約400万円
- エ 予備費 約8,100万円

2 資本的収支

(1) 収入（51億3,500万円）

- ア 企業債 約33億200万円
- イ 他会計出資金 約7億200万円
- ウ 補助金 約8億8,100万円
- エ 負担金 約2億4,900万円
- オ 長期貸付金償還金 約100万円

(2) 支出（72億5,100万円）

- ア 建設改良費（公共下水道管渠建設費、^{きよ}枿設置費等） 約41億4,200万円
- イ 固定資産購入費（無形固定資産購入費） 約7億4,100万円
- ウ 企業債償還金 約23億1,500万円
- エ 長期貸付金 約200万円
- オ 予備費 約5,100万円